

令和 5 年度(2023 年度)
工事施工情報共有・電子納品保管管理機器
(映像機器) の貸借

要 求 仕 様 書

北 海 道

第1章 総則

1 目的

北海道建設部ネットワークで運用中の工事施工情報共有システム、電子納品保管管理システムにおいて、運用支援するためのプロジェクター及びスクリーンを調達する。

2 調達の範囲

本調達における業務を以下に示す。

- ・機器の調達
- ・納入箇所への機器の納品
- ・プロジェクター及びスクリーンの管理リストの作成
- ・その他、発注者からの指示によるリスト及び操作手順書の作成
- ・賃貸借期間満了時の機器の回収

(1) 調達機器内訳

- ①プロジェクター 43台
- ②スクリーン 43台

(2) 借入期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで（5年間）

(3) 納入場所について

別紙2 「納入箇所表」による

第2章 機器の仕様

(1) 仕様等

下記仕様以上の性能を有すること。

① プロジェクター

パネル形式	3LCD方式またはDLP方式
最大輝度	3600lm以上
コントラスト比	8000:1以上
解像度	1920×1080以上
アスペクト比	16:9または16:10
アナログ映像入力 (ミニD-Sub15ピン)	1ポート以上
デジタル映像入力 (HDMI)	1ポート以上
内蔵スピーカー	10W以上
重量	3.6kg以下
ケース、バッグ	本体及び付属品を収納可能なケースまたはバッグが付属すること。(本体と異なるメーカーでも可)
メーカーによる保証 及び保守	<ul style="list-style-type: none">・メーカー規定の標準保証(無償)が1年以上付与されること。・メーカーによる信頼できる保守サービス体制が日本国内に整備されており、無償保証期間中に故障等が発生した場合には、オンサイト方式又はメーカー及び販売事業者による引取方式、送付バック方式のいずれかの方式により、速やかに対応可能であること。・無償保証期間満了後において、有償による保守が可能な体制が整備されていること。・アフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。また当該連絡体制図を提出すること。・保守サポート期間及び部品等の供給可能年数が納品後5年以上あること。・「性能・機能要件」において指定している基準、性能及び機能並びに上記の保守サポート期間については、一般に流通する製品販売カタログに明記されているものであること。ただし、製品販売カタログに明記されていないものであっても、メーカーが作成した証明書、保証書等を販売事業者との連名により提出した場合には、この限りでない。・上記証明に使用する製品販売カタログ及びメーカーによる証明書類は、入札参加資格申請時に該当記載箇所を明示した上で提出すること。なお、いずれの書類も日本語により記載されたものとし、日本語以外により記載されている場合には、日本語訳を付すること。
付属品	長さ3m以上のHDMIケーブルが付属すること(本体と異なるメーカーでも可)

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・納品時期において、モデルチェンジやバージョンアップのため、資格審査時の調達物品と異なるものとならざるを得なくなった場合等は、必ず事前協議を行い、発注者からその理由が落札者の責によらないものであり、かつ、すべての仕様要件を充足していることについて、承認を受けなければならない。 ・調達物品は全て同一機種、同一型番とすることを原則とするが、機器の供給事情等により同一機種、同一型番を全数調達することが困難である場合にあつては、発注者と協議の上、複数の機種、複数の型番となることを認める場合がある。 ・発注者の指定する個体識別用の管理番号を印刷したシールを作成し、本体又はケースに貼付すること。
-----	---

②スクリーン

スクリーン材質	マット系またはフィルム系
スクリーンサイズ	80 インチ以上
アスペクト比	16:9 または 16:10 ※導入するプロジェクターのアスペクト比と統一すること。
設置方式	床置き（自立式）
収納時の長さ	1930mm 以下
重量	7.0kg 以下
ケース	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースと本体が一体となった構造であること。 ・ケースにはハンドルがついており、持ち運び可能なこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・納品時期において、モデルチェンジやバージョンアップのため、資格審査時の調達物品と異なるものとならざるを得なくなった場合等は、必ず事前協議を行い、発注者からその理由が落札者の責によらないものであり、かつ、すべての仕様要件を充足していることについて、承認を受けなければならない。 ・調達物品は全て同一機種、同一型番とすることを原則とするが、機器の供給事情等により同一機種、同一型番を全数調達することが困難である場合にあつては、発注者と協議の上、複数の機種、複数の型番となることを認める場合がある。 ・発注者の指定する個体識別用の管理番号を印刷したシールを作成し、本体又はケースに貼付すること。

(2) 導入条件

本調達における導入条件等について、以下に示す。

- ① 受託者は、導入作業スケジュールを作成し、了承を得た上で作業を実施すること。
- ② 本機器納品後、職員に基本的な操作方法を説明すること。(操作手順書の配布でも可とする)
- ③ 導入する機器は、未使用新品とすること。

(3) 守秘義務

受託者は本業務を実施するにあたり知り得た情報を、第三者（あらゆる団体、個人を含む）に漏洩してはならない。

納入箇所表

建設管理部名	出張所等名	所在地	プロジェクター	スクリーン	備考
札幌建設管理部	本部	札幌市中央区南11条西16丁目16-2-1	1	1	
	事業課	札幌市西区西野3条1丁目1-20	1	1	
	岩見沢出張所	岩見沢市上幌向南1条2丁目	1	1	
	滝川出張所	滝川市流通団地3丁目1-5	1	1	
			4台	4台	
小樽建設管理部	本部	小樽市奥沢1丁目21番1号	1	1	
	余市出張所	余市郡余市町黒川町1248番地	1	1	
	共和出張所	岩内郡共和町老古美83番地	1	1	
			3台	3台	
函館建設管理部	本部	函館市美原4丁目6番16号 渡島総合振興局内	1	1	
	事業課	函館市美原1丁目47番8号	1	1	
	八雲出張所	二世郡八雲町立岩83-1	1	1	
	江差出張所	檜山郡江差町陣屋町336-3檜山振興局内	1	1	
	奥尻出張所	奥尻郡奥尻町字球浦22	1	1	
			5台	5台	
室蘭建設管理部	本部	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	1	1	
	苫小牧出張所	苫小牧市日之出町2丁目2-7	1	1	
	洞爺出張所	虻田郡洞爺湖町字高砂町90-2	1	1	
	登別出張所	登別市桜木町1丁目1	1	1	
	門別出張所	沙流郡日高町字緑町41番地64	1	1	
	浦河出張所	浦河郡浦河町向が丘西2丁目568-59	1	1	
			6台	6台	
旭川建設管理部	本部	旭川市永山6条19丁目 上川総合振興局内	1	1	
	事業課	旭川市東3条5丁目1-44	1	1	
	士別出張所	士別市西4条北1丁目13-7	1	1	
	富良野出張所	富良野市緑町8番1号	1	1	
			4台	4台	
留萌建設管理部	本部	留萌市住之江町2丁目1-2 留萌振興局内	1	1	
	事業課	留萌市東雲町1丁目56	1	1	
	羽幌出張所	苫前郡羽幌町寿町2番地	1	1	
			3台	3台	
稚内建設管理部	本部	稚内市末広4丁目2-27 宗谷総合振興局内	1	1	
	事業課	稚内市声間3丁目22-3	1	1	
	歌登出張所	枝幸郡枝幸町歌登西町	1	1	
	礼文出張所	礼文郡礼文町船泊字大備	1	1	
	利尻出張所	利尻郡利尻町沓形字泉町	1	1	
			5台	5台	
網走建設管理部	本部	網走市北7条西3丁目 オホーツク総合振興局内	1	1	
	事業課	網走市北7条西3丁目 オホーツク総合振興局内	1	1	
	北見出張所	北見市緑ヶ丘3丁目1番14号	1	1	
	遠軽出張所	紋別郡遠軽町福路1丁目	1	1	
			4台	4台	
帯広建設管理部	本部	帯広市東3条南3丁目1番地 十勝総合振興局内	1	1	
	事業課	帯広市東3条南3丁目1番地 十勝総合振興局内	1	1	
	鹿追出張所	河東郡鹿追町南町1丁目54	1	1	
	大樹出張所	広尾郡大樹町鏡町1番地6	1	1	
	足寄出張所	足寄郡足寄町下愛冠3丁目6番地2	1	1	
	浦幌出張所	十勝郡浦幌町字万年286-13	1	1	
			6台	6台	
釧路建設管理部	本部	釧路市双葉町6番10号	1	1	
	事業課	釧路市双葉町6番10号	1	1	
	中標津出張所	標津郡中標津町東5条北3丁目1番地	1	1	
			3台	3台	
	合計		43台	43台	